電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

＜対象世帯＞

令和４年９月３０日における住民登録において、同一の世帯に属する全員が、令和４年度住民税非課税である世帯

■給付金の対象となる世帯

次の①と②の項目に当てはまる場合に限り、給付金を受け取ることができます。

① **世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない。**

② **世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいない。**

（注意）※親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯や、子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）は　支給対象外です

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象外です。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

※意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

＜給付額＞　１世帯あたり５万円　※受給には手続きが必要です。

＜給付金の受取方法＞　原則、金融機関口座への振込となります。

金融機関の口座がない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方は、現金での受け取りもできますが、口座振込よりも時間がかかりますのでご了承ください。

＜受給するための手続き＞　原則、手続きは郵送とします。

同封している「**記載例**」を参考に、「**電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書**」（**クリーム色の用紙**）に必要事項を記入の上、返信用封筒で返信してください。

確認書の書き方がわからない場合、やむを得ず確認書を持参される場合は、**大牟田市臨時特別給付金コールセンター（０５０－３１９６－８７８３）**までお問い合わせください。

＜支給日＞

確認書の受付から概ね１か月後に指定された口座に振り込みます。

給付金の支給日が決まりましたら、支給決定通知（ハガキ）を送ります。

＜確認書の提出期限＞令和５年１月３１日（火）必着

注意！！　期限までに、確認書の提出がない場合は、給付金の受給を辞退したことになります。

（お問い合わせ）**大牟田市臨時特別給付金コールセンター**

TEL　０５０－３１９６－８７８３

《９：００～１７：００　土日祝、12/29～1/3 除く》